

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合  
のリース特別控除取戻税額に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

供用廃止設備の明細	資産区分	種 類	①			
		設 備 の 名 称	②			
		賃 借 年 月 日	③	平 . .	平 . .	平 . .
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	④		月	月
		リ ー ス 契 約 期 間 の 末 日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .
		事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	⑥	平 . .	平 . .	平 . .
税額相除限度額	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑦		円	円	円
	基 準 リ ー ス 料 ( ⑧ × $\frac{60}{100}$ )	⑧				
	リ ー ス 税 額 控 除 限 度 額 ( ⑨ × $\frac{15}{100}$ )	⑨				
リース料割合の計算	供用廃止設備の供用年における経営革新設備の基準リース料の合計額 (供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑩)	⑩				
	⑩のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合 左記の設備に係る基準リース料 (供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑩欄の当該設備に係る金額)	⑪				
供用廃止設備の計算	供用廃止設備基準リース料割合 ( $\frac{⑧}{⑩-⑪} \times 100$ )	⑫		%	%	%
供用廃止期間の計算	供用廃止設備のリース契約期間の残月数 ( ⑤ - ⑥ )	⑬		月	月	月
	供 用 廃 止 期 間 割 合 ( $\frac{⑬}{④} \times 100$ )	⑭		%	%	%
リース特別控除取戻税額の計算	供用年分の取戻税額	⑮		円	円	円
	⑮のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合 左記の設備に係るリース特別控除額 ( $⑮ \times \frac{⑪}{⑩}$ )	⑯				
	供用年分のリース特別控除取戻税額 ( ( ⑮ - ⑯ ) × ⑫ × ⑭ )	⑰				
	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑱				⑰の計
リース特別控除取戻税額の計算	その年における繰越税額控除限度超過額の控除実施額 (その年の特別控除に関する明細書(本表)の⑲)	⑲				
	その年における供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (その年の特別控除に関する明細書(本表)の⑳欄の供用年分の金額)	⑳				
	その年における供用年の前年以前3年内の繰越税額控除限度超過額の合計額 (その年の特別控除に関する明細書(本表)の㉑欄のうち該当する各年分の金額の合計額)	㉑				
	供用年のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合 左記の設備につき、その年に繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)の㉒の金額を計算した場合の当該額	㉒				
	左記の設備につき、その年にリース特別控除取戻税額に関する明細書の㉓の金額を計算した場合の当該額	㉓				
	$㉓ \times \frac{⑪}{⑩}$	㉔				
	⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額の実施相当額に対応する金額 ( ⑲ - ⑳ - ㉑ - ㉒ )	㉕				
	供用年のリース税額控除限度額 ( ( ⑩ - ⑪ ) × $\frac{15}{100}$ )	㉖				
	供用年のリース税額控除実施額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の③欄の供用年分の金額)	㉗				
	供用年のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合 ⑲のうち、左記の設備に係るリース特別控除額 ( ㉗ × $\frac{⑪}{⑩}$ )	㉘				
その年の前年までの各年分の繰越リース税額控除限度額の合計額 (供用年の翌年からその年の前年までの各年分のリース特別控除取戻税額に関する明細書の㉙の金額の合計額)	㉙					
$㉖ - ㉗ + ㉘ - ㉙$	㉚					
繰越リース税額控除限度額 ( ㉚ と ㉑ のいずれか少ない方の金額 )	㉛					
その年のリース特別控除取戻税額 ( ㉛ × ⑫ × ⑭ )	㉜					
その年のリース特別控除取戻税額の合計額	㉝				㉜の計	

## 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書

この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第11項の規定による経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。

この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の名称を記載します。
- (2) 「④」欄及び「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- (3) 「⑦」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- (4) 「⑪」欄、「⑫」欄、「⑭」欄から「⑳」欄及び「㉔」欄の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の経営革新設備で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。
- (5) 「⑮」欄から「⑲」欄までの各欄は、供用廃止設備の供用年にリース特別控除の適用を受けた金額がある場合で、供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。  
(注) 供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合には、「⑮」欄から「⑲」欄までの各欄のみに記載し、「⑳」欄から「㉔」欄までの各欄には記載しないことに留意してください。
- (6) 「⑲」欄から「㉓」欄までの各欄は、供用廃止設備の翌年以後4年内の各年（供用廃止年の前年までの各年に限ります。）に繰越税額控除限度超過額の控除を受けた金額がある場合で、当該各年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。

なお、この明細書は、当該各年のうち繰越税額控除限度超過額の控除を受けた年が異なるごとに用紙を改めて記載し、それぞれ対応する年分の修正申告書に添付することとなります。

また、「⑳」欄及び「㉔」欄に記載することとなる場合には、当該欄の金額を計算するために必要な明細書も併せて修正申告書に添付してください。

### 2 提出先

納税地を所轄する税務署長

### 3 根拠条件

旧措法第10条の5